

令和元年（ネ）第2203号

控訴人

被控訴人

証 拠 説 明 書

令和元年8月21日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 平 岩 敬 一

同 喜田村 洋 一

同 松 延 成 雄

同 水 谷 渉

同 芝 野 彰 一

同 平 岩 桃 子

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をいたします。

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
丙96	意見書	原本	令和元年 8月8日	本席 佑	①生命科学の研究結果を発表するにあたっては、研究者は何回も反復し、この数が統計的に有意な数にし、その結果に基づいて発表を行うことが生命科学者の常識であり、責務であること。 ②これを怠り、一例の結果に基づ

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
				き結論を導き、発表をした後で、その結果の再現性を得られなかった時には、その研究者は信頼を失うこと。 ③生命科学の研究において、明らかに結論を導くことが不適切である条件下で、例えば「一例に基づき」結論を出したなどという行為は、生命科学研究者の常識としては、作為の捏造と同等であること。
丙 9 7	陳述書	写 し	令和元年 8月 日	①被控訴人は、本件マウス実験についての控訴人の質問について、回答を実質的に拒否していること（1頁、2）。 ②A氏は、控訴人の取材要請に対し、一旦は承諾したものの、塩沢教授と被控訴人の指示により、取材を拒否したこと（2頁、4）。 ③A氏の指導教官であった黒教授が、真実を語ってくれるのは恐らくA氏だけだろうとし、A氏を説得して取材の実現に協力してくれたこと（2・3頁、5）。 ④黒教授とA氏との信頼関係から取材に対し、A氏が嘘をつく理由は一切ないと考え、A氏の話した内容に矛盾がなく、嘘をつくモチベーションもないことから、話した内容は真実であると考えて間違いないと判断したこと（3頁、5）。 ⑤A氏の取材でマウス実験についての貴重な真実が明らかになったので、これを基に記事を書き、池田氏の発表について世に問うことが必要であると判断したこと（4頁、6）。 ⑥信州大学の調査委員会でも、A氏の取材から得たマウス実験の重要なポイントについてほぼ同旨の事実を認定している事から、控訴人が雑誌等に記述したこと

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
				が真実であると信じたことが、裏付けられていること（４頁、７・８）。 ⑦控訴人が記事で問題にしたのは、被控訴人が他のワクチンからの血清でも緑色の蛍光を示した写真があったことを認識しながら、子宮頸がんワクチンだけが緑になった組み合わせのスライドを発表したことであること（６頁、１０）。 ⑧控訴人は、それまでの経緯等から、被控訴人に追加取材しても新たな情報を得ることはできないと確信していたこと（７頁、１１）。 ⑨N＝１の実験結果をもとに、他のワクチンでも緑色の蛍光が見られる事実にはふれずに「子宮頸がんワクチンで異常な抗体が沈着している」と発表するのは、科学者の常識を大きく外れ、また、多くの人々の命と健康に重大な影響を与える被控訴人の発表を報じるにあたっては、「捏造」という言葉が適切であると判断したこと（８・９頁、１３）。